

江戸川区のスーパー堤防事業の継続を求める意見書

本区は江戸川・荒川の大河川や海に囲まれた河口の低地であり、かつての地下水くみ上げによる地盤沈下の影響も加わり、今では、陸地面積の約7割が海面より低いゼロメートル地帯となっています。

このような地形から、本区には、大正6年の高潮、昭和22年のカスリーン台風、昭和24年のキティ台風などの大水害にたびたび見舞われ、多くの人命・財産を失った歴史があります。

本区では、これまで荒川右岸の小松川地区や平井七丁目地区でスーパー堤防が整備され、水害に強い安全・安心のまちづくりが進められてきました。さらに、現在、国土交通省と共同で、江戸川沿いの北小岩一丁目東部地区や篠崎公園地区のスーパー堤防とまちづくりを進めてきております。

しかしながら、先般の行政刷新会議「事業仕分け第3弾」では、スーパー堤防事業は一旦廃止との判断が示されてしまいました。このことは、私たちゼロメートル地帯の住民にとって容認できない出来事です。多くの区民が早期整備を望んでいる、北小岩一丁目東部・篠崎公園両地区について、スーパー堤防事業を引き続き進めていくことが区民の願いです。

堤防で囲まれた本区をさらに安全・安心のまちとして、子々孫々に引き継いでいくためには、スーパー堤防などの壊れない強固な堤防整備・万全な治水対策を講じることが必要です。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、スーパー堤防事業の継続を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成22年12月7日

江戸川区議会議長 須賀 精二

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

財務大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（行政刷新） あて